

みんなで知るう!「鳴門市自治基本条例」

鳴門市自治基本条例では、市民の皆さんの意思を市政に反映させる制度である「市民投票」についての基本的事項を定めています。本市の市民投票制度は、地方自治法で規定されている住民投票とは別に、市民の皆さんが条例案を作成しなくても市民投票の実施請求が行える制度としています。

市民参画と協働のまちづくりを行ううえで、有効な手法となる「市民投票制度」について詳しく紹介します。

◆市民投票制度について(第20条)◆

市民の皆さんの負担が軽減されています。

1 市民投票の実施を請求できます



- 市および市民全体に影響を及ぼすような市政に関する重要事項(※1)について、議員・市長の選挙権を有する者の50分の1以上の署名があれば請求できます。

投票条例案は添付しなくてもよい



2 市民投票条例を議会に提案します



- 市長は、市民の意思を確認する必要があると認める事案について、市民投票の目的や投票対象者の範囲・投票方法など市民投票の実施に関して必要な事項を定めた条例案を作成して、市議会に提案します。



3 市議会で条例案が可決されると市民投票を実施します



4 市民投票の結果を市長および議会は尊重します

- 市長および議会の持つ権限を補う制度として位置づけています。

※1 市政に関する重要事項であっても、市の権限に属さない事項や市民投票を実施することにより特定の個人または団体の権利を不当に侵害するおそれのある事項、特定の市民または地域に関係する事項などは市民投票の対象とはなりません。



地方自治法における住民投票は、議会の解散請求、議員・市長の解職請求のみに限定されています。これら以外の場合でも、市民の皆さんが住民投票条例案を作成し、市長に住民投票条例の制定を請求し、議会で可決されれば住民投票ができますが、条例案の作成は市民の皆さんにとって大きな負担となっていました。

市民投票では、市民の皆さんが条例案を作成しなくても市民投票の実施請求が行えるなど負担を軽減することで、これまで以上にまちづくりの主役である市民の皆さんが市政に参画しやすいように工夫をしています。

市民投票制度以外にも、各種審議会などに公募で市民の皆さんの参加を募ったり、重要施策の策定にあたって、さまざまな機会や方法で広く市民の皆さんの意見や提言をお伺いするなど、市民の皆さんの意見を市政に反映するよう努めます。

問 市役所市民協働推進課 ☎684・1375

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。条例全文については広報5月号に掲載しています。

